

改正後

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した
単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからノまでにより算定した
単位数の1000分の16に相当する単位数
(削る)
- (削る)

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからノまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

- (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

- | | |
|-----------|---------|
| i 要介護 1 | 593単位 |
| ii 要介護 2 | 685単位 |
| iii 要介護 3 | 889単位 |
| iv 要介護 4 | 974単位 |
| v 要介護 5 | 1,052単位 |

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

改正前

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した
単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからウまでにより算定した
単位数の1000分の16に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の10
0分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の10
0分の80に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

- (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

- | | |
|-----------|---------|
| i 要介護 1 | 645単位 |
| ii 要介護 2 | 748単位 |
| iii 要介護 3 | 973単位 |
| iv 要介護 4 | 1,068単位 |
| v 要介護 5 | 1,154単位 |

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i	要介護 1	<u>618単位</u>
ii	要介護 2	<u>716単位</u>
iii	要介護 3	<u>927単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,017単位</u>
v	要介護 5	<u>1,099単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>609単位</u>
ii	要介護 2	<u>704単位</u>
iii	要介護 3	<u>914単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,001単位</u>
v	要介護 5	<u>1,082単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>686単位</u>
ii	要介護 2	<u>781単位</u>
iii	要介護 3	<u>982単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,070単位</u>
v	要介護 5	<u>1,146単位</u>
e	療養型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	<u>717単位</u>
ii	要介護 2	<u>815単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,026単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,117単位</u>
v	要介護 5	<u>1,198単位</u>
f	療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>705単位</u>
ii	要介護 2	<u>803単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,010単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,099単位</u>
v	要介護 5	<u>1,180単位</u>
(二)	療養型介護療養施設サービス費(II)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	

i	要介護 1	<u>673単位</u>
ii	要介護 2	<u>782単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,115単位</u>
v	要介護 5	<u>1,205単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>663単位</u>
ii	要介護 2	<u>769単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,001単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,187単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>749単位</u>
ii	要介護 2	<u>853単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,077単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,258単位</u>
e	療養型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	<u>783単位</u>
ii	要介護 2	<u>891単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,126単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,225単位</u>
v	要介護 5	<u>1,315単位</u>
f	療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>770単位</u>
ii	要介護 2	<u>878単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,206単位</u>
v	要介護 5	<u>1,295単位</u>
(二)	療養型介護療養施設サービス費(II)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	

i	要介護 1	<u>542単位</u>
ii	要介護 2	<u>636単位</u>
iii	要介護 3	<u>774単位</u>
iv	要介護 4	<u>907単位</u>
v	要介護 5	<u>943単位</u>
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>557単位</u>
ii	要介護 2	<u>652単位</u>
iii	要介護 3	<u>793単位</u>
iv	要介護 4	<u>929単位</u>
v	要介護 5	<u>966単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>638単位</u>
ii	要介護 2	<u>731単位</u>
iii	要介護 3	<u>869単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,001単位</u>
v	要介護 5	<u>1,037単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>654単位</u>
ii	要介護 2	<u>749単位</u>
iii	要介護 3	<u>891単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,026単位</u>
v	要介護 5	<u>1,062単位</u>
(三)	療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>522単位</u>
ii	要介護 2	<u>619単位</u>
iii	要介護 3	<u>748単位</u>
iv	要介護 4	<u>884単位</u>
v	要介護 5	<u>919単位</u>
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	

i	要介護 1	<u>589単位</u>
ii	要介護 2	<u>693単位</u>
iii	要介護 3	<u>846単位</u>
iv	要介護 4	<u>993単位</u>
v	要介護 5	<u>1,033単位</u>
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>605単位</u>
ii	要介護 2	<u>711単位</u>
iii	要介護 3	<u>867単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,018単位</u>
v	要介護 5	<u>1,059単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>695単位</u>
ii	要介護 2	<u>799単位</u>
iii	要介護 3	<u>951単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,138単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>713単位</u>
ii	要介護 2	<u>819単位</u>
iii	要介護 3	<u>975単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,126単位</u>
v	要介護 5	<u>1,166単位</u>
(三)	療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>567単位</u>
ii	要介護 2	<u>674単位</u>
iii	要介護 3	<u>818単位</u>
iv	要介護 4	<u>968単位</u>
v	要介護 5	<u>1,007単位</u>
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	

i	要介護 1	<u>619単位</u>
ii	要介護 2	<u>714単位</u>
iii	要介護 3	<u>845単位</u>
iv	要介護 4	<u>980単位</u>
v	要介護 5	<u>1,015単位</u>
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）		
（一）療養型経過型介護療養施設サービス費(I)		
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)		
i	要介護 1	<u>601単位</u>
ii	要介護 2	<u>694単位</u>
iii	要介護 3	<u>825単位</u>
iv	要介護 4	<u>903単位</u>
v	要介護 5	<u>981単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)		
i	要介護 1	<u>695単位</u>
ii	要介護 2	<u>792単位</u>
iii	要介護 3	<u>920単位</u>
iv	要介護 4	<u>999単位</u>
v	要介護 5	<u>1,078単位</u>
（二）療養型経過型介護療養施設サービス費(II)		
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)		
i	要介護 1	<u>601単位</u>
ii	要介護 2	<u>694単位</u>
iii	要介護 3	<u>789単位</u>
iv	要介護 4	<u>868単位</u>
v	要介護 5	<u>945単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)		
i	要介護 1	<u>695単位</u>
ii	要介護 2	<u>792単位</u>
iii	要介護 3	<u>884単位</u>
iv	要介護 4	<u>962単位</u>

i	要介護 1	<u>674単位</u>
ii	要介護 2	<u>780単位</u>
iii	要介護 3	<u>924単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,074単位</u>
v	要介護 5	<u>1,113単位</u>
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）		
（一）療養型経過型介護療養施設サービス費(I)		
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)		
i	要介護 1	<u>654単位</u>
ii	要介護 2	<u>758単位</u>
iii	要介護 3	<u>902単位</u>
iv	要介護 4	<u>989単位</u>
v	要介護 5	<u>1,076単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)		
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>865単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,008単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,095単位</u>
v	要介護 5	<u>1,182単位</u>
（二）療養型経過型介護療養施設サービス費(II)		
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)		
i	要介護 1	<u>654単位</u>
ii	要介護 2	<u>758単位</u>
iii	要介護 3	<u>862単位</u>
iv	要介護 4	<u>950単位</u>
v	要介護 5	<u>1,036単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)		
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>865単位</u>
iii	要介護 3	<u>968単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,054単位</u>

v 要介護 5	<u>1,042単位</u>
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>706単位</u>
b 要介護 2	<u>801単位</u>
c 要介護 3	<u>1,002単位</u>
d 要介護 4	<u>1,090単位</u>
e 要介護 5	<u>1,166単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>830単位</u>
c 要介護 3	<u>1,042単位</u>
d 要介護 4	<u>1,132単位</u>
e 要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>819単位</u>
c 要介護 3	<u>1,028単位</u>
d 要介護 4	<u>1,117単位</u>
e 要介護 5	<u>1,197単位</u>
(四) 経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>706単位</u>
b 要介護 2	<u>801単位</u>
c 要介護 3	<u>1,002単位</u>
d 要介護 4	<u>1,090単位</u>
e 要介護 5	<u>1,166単位</u>
(五) 経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>830単位</u>
c 要介護 3	<u>1,042単位</u>
d 要介護 4	<u>1,132単位</u>

v 要介護 5	<u>1,143単位</u>
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,099単位</u>
d 要介護 4	<u>1,195単位</u>
e 要介護 5	<u>1,280単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>908単位</u>
c 要介護 3	<u>1,143単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,332単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護 1	<u>790単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>1,128単位</u>
d 要介護 4	<u>1,225単位</u>
e 要介護 5	<u>1,314単位</u>
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,099単位</u>
d 要介護 4	<u>1,195単位</u>
e 要介護 5	<u>1,280単位</u>
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>908単位</u>
c 要介護 3	<u>1,143単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>

e 要介護5	1,213単位
(六) <u>経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)</u>	
a 要介護1	723単位
b 要介護2	819単位
c 要介護3	1,028単位
d 要介護4	1,117単位
e 要介護5	1,197単位
(4) <u>ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）</u>	
(一) <u>ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費</u>	
a 要介護1	706単位
b 要介護2	801単位
c 要介護3	924単位
d 要介護4	1,000単位
e 要介護5	1,079単位
(二) <u>経過的ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費</u>	
a 要介護1	706単位
b 要介護2	801単位
c 要介護3	924単位
d 要介護4	1,000単位
e 要介護5	1,079単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)から10まで、12、13、16及び17は算定しない。

3～6 (略)

7 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出していない場合は、移行計

e 要介護5	1,332単位
(六) <u>ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅶ)</u>	
a 要介護1	790単位
b 要介護2	896単位
c 要介護3	1,128単位
d 要介護4	1,225単位
e 要介護5	1,314単位
(4) <u>ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）</u>	
(一) <u>ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)</u>	
a 要介護1	771単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,012単位
d 要介護4	1,097単位
e 要介護5	1,183単位
(二) <u>ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</u>	
a 要介護1	771単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,012単位
d 要介護4	1,097単位
e 要介護5	1,183単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)、(8)から(12)まで、(14)、(15)及び(18)は算定しない。

3～6 (略)

(新設)

画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、15を算定している場合は、算定しない。

12 (略)

13 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注12に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

14～16 (略)

(5)・(6) (略)

(削る)

(新設)

(新設)

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、17を算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注8に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

11～13 (略)

(5)・(6) (略)

(7) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合

(7) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する

、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(9) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する

。ただし、(1)から(4)までの注9を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算

(一) 経口維持加算(I) 400単位

(二) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(10) 経口維持加算

(一) 経口維持加算(I) 400単位

(二) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続

(削る)

- (10) 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(11)～(16) (略)

- (17) 安全対策体制加算 20単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

- (18) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

き当該加算を算定できるものとする。

- (11) 口腔衛生管理体制加算 30単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

- (12) 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

(13)～(18) (略)

(新設)

- (19) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(削る)

(19) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から18までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から18までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)

(削る)

(20) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から18までにより

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位

(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(20) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から19までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から19までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から19までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(21) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から19までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から <u>18</u> までにより	
算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	<u>576単位</u>
ii 要介護2	<u>620単位</u>
iii 要介護3	<u>664単位</u>
iv 要介護4	<u>707単位</u>
v 要介護5	<u>752単位</u>
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	<u>601単位</u>
ii 要介護2	<u>647単位</u>
iii 要介護3	<u>692単位</u>
iv 要介護4	<u>738単位</u>
v 要介護5	<u>785単位</u>
c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	<u>593単位</u>
ii 要介護2	<u>638単位</u>
iii 要介護3	<u>683単位</u>
iv 要介護4	<u>728単位</u>
v 要介護5	<u>774単位</u>
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	<u>670単位</u>
ii 要介護2	<u>714単位</u>
iii 要介護3	<u>759単位</u>
iv 要介護4	<u>802単位</u>
v 要介護5	<u>846単位</u>
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から <u>19</u> までにより	
算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	<u>627単位</u>
ii 要介護2	<u>676単位</u>
iii 要介護3	<u>724単位</u>
iv 要介護4	<u>772単位</u>
v 要介護5	<u>822単位</u>
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	<u>654単位</u>
ii 要介護2	<u>706単位</u>
iii 要介護3	<u>756単位</u>
iv 要介護4	<u>807単位</u>
v 要介護5	<u>858単位</u>
c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	<u>645単位</u>
ii 要介護2	<u>695単位</u>
iii 要介護3	<u>745単位</u>
iv 要介護4	<u>795単位</u>
v 要介護5	<u>845単位</u>
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	<u>731単位</u>
ii 要介護2	<u>780単位</u>
iii 要介護3	<u>830単位</u>
iv 要介護4	<u>877単位</u>
v 要介護5	<u>926単位</u>
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	

i	要介護 1	<u>699単位</u>
ii	要介護 2	<u>746単位</u>
iii	要介護 3	<u>792単位</u>
iv	要介護 4	<u>837単位</u>
v	要介護 5	<u>884単位</u>
f	診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>689単位</u>
ii	要介護 2	<u>735単位</u>
iii	要介護 3	<u>781単位</u>
iv	要介護 4	<u>825単位</u>
v	要介護 5	<u>872単位</u>
(二)	診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>506単位</u>
ii	要介護 2	<u>546単位</u>
iii	要介護 3	<u>585単位</u>
iv	要介護 4	<u>626単位</u>
v	要介護 5	<u>665単位</u>
b	診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>602単位</u>
ii	要介護 2	<u>641単位</u>
iii	要介護 3	<u>681単位</u>
iv	要介護 4	<u>720単位</u>
v	要介護 5	<u>760単位</u>
(2)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>689単位</u>
b	要介護 2	<u>734単位</u>
c	要介護 3	<u>778単位</u>
d	要介護 4	<u>821単位</u>

i	要介護 1	<u>763単位</u>
ii	要介護 2	<u>815単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>916単位</u>
v	要介護 5	<u>968単位</u>
f	診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>752単位</u>
ii	要介護 2	<u>803単位</u>
iii	要介護 3	<u>853単位</u>
iv	要介護 4	<u>902単位</u>
v	要介護 5	<u>954単位</u>
(二)	診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>549単位</u>
ii	要介護 2	<u>593単位</u>
iii	要介護 3	<u>637単位</u>
iv	要介護 4	<u>682単位</u>
v	要介護 5	<u>725単位</u>
b	診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>656単位</u>
ii	要介護 2	<u>699単位</u>
iii	要介護 3	<u>743単位</u>
iv	要介護 4	<u>787単位</u>
v	要介護 5	<u>831単位</u>
(2)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>752単位</u>
b	要介護 2	<u>802単位</u>
c	要介護 3	<u>850単位</u>
d	要介護 4	<u>898単位</u>

e 要介護 5	865単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 要介護 1	714単位
b 要介護 2	761単位
c 要介護 3	807単位
d 要介護 4	852単位
e 要介護 5	899単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護 1	705単位
b 要介護 2	751単位
c 要介護 3	797単位
d 要介護 4	841単位
e 要介護 5	887単位
(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	
a 要介護 1	689単位
b 要介護 2	734単位
c 要介護 3	778単位
d 要介護 4	821単位
e 要介護 5	865単位
(五) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 要介護 1	714単位
b 要介護 2	761単位
c 要介護 3	807単位
d 要介護 4	852単位
e 要介護 5	899単位
(六) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護 1	705単位
b 要介護 2	751単位
c 要介護 3	797単位
d 要介護 4	841単位
e 要介護 5	887単位

e 要介護 5	947単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 要介護 1	780単位
b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	882単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	984単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	821単位
c 要介護 3	871単位
d 要介護 4	920単位
e 要介護 5	971単位
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
a 要介護 1	752単位
b 要介護 2	802単位
c 要介護 3	850単位
d 要介護 4	898単位
e 要介護 5	947単位
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	
a 要介護 1	780単位
b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	882単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	984単位
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)	
a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	821単位
c 要介護 3	871単位
d 要介護 4	920単位
e 要介護 5	971単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)から(8)まで、(10)、(11)、(14)及び(15)は算定しない。

3～5 (略)

6 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

8 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(13)を算定している場合は、算定しない。

10～13 (略)

(3)・(4) (略)

(削る)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)、(6)から(10)まで、(12)、(13)及び(16)は算定しない。

3～5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(15)を算定している場合は、算定しない。

7～10 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合

(5) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(6) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する

、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(6) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する

。ただし、(1)及び(2)の注8を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口維持加算

- (一) 経口維持加算(I) 400単位
- (二) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により^{えん}食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(8) 経口維持加算

- (一) 経口維持加算(I) 400単位
- (二) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により^{えん}食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続

(削る)

- (8) 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(9)～(14) (略)

- (15) 安全対策体制加算 20単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

- (16) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

き当該加算を算定できるものとする。

- (9) 口腔衛生管理体制加算 30単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

- (10) 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

(11)～(16) (略)

(新設)

- (17) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(削る)

17 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)

(削る)

18 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から16までにより

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位

(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

18 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (四及び五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から17までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から17までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

四 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

19 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から17までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から <u>16</u> までにより	
算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	<u>986単位</u>
ii 要介護2	<u>1,050単位</u>
iii 要介護3	<u>1,114単位</u>
iv 要介護4	<u>1,179単位</u>
v 要介護5	<u>1,244単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	<u>1,091単位</u>
ii 要介護2	<u>1,157単位</u>
iii 要介護3	<u>1,221単位</u>
iv 要介護4	<u>1,286単位</u>
v 要介護5	<u>1,350単位</u>
(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	<u>930単位</u>
ii 要介護2	<u>998単位</u>
iii 要介護3	<u>1,066単位</u>
iv 要介護4	<u>1,133単位</u>
v 要介護5	<u>1,201単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	<u>1,037単位</u>
ii 要介護2	<u>1,104単位</u>
iii 要介護3	<u>1,171単位</u>
iv 要介護4	<u>1,241単位</u>

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から <u>17</u> までにより	
算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	<u>973単位</u>
ii 要介護2	<u>1,037単位</u>
iii 要介護3	<u>1,101単位</u>
iv 要介護4	<u>1,166単位</u>
v 要介護5	<u>1,230単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	<u>1,078単位</u>
ii 要介護2	<u>1,144単位</u>
iii 要介護3	<u>1,207単位</u>
iv 要介護4	<u>1,272単位</u>
v 要介護5	<u>1,336単位</u>
(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	<u>917単位</u>
ii 要介護2	<u>985単位</u>
iii 要介護3	<u>1,053単位</u>
iv 要介護4	<u>1,120単位</u>
v 要介護5	<u>1,187単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	<u>1,024単位</u>
ii 要介護2	<u>1,091単位</u>
iii 要介護3	<u>1,158単位</u>
iv 要介護4	<u>1,227単位</u>

v 要介護 5	<u>1,307単位</u>
(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>902単位</u>
ii 要介護 2	<u>969単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,034単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,099単位</u>
v 要介護 5	<u>1,165単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,009単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,074単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,141単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,207単位</u>
v 要介護 5	<u>1,271単位</u>
(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>887単位</u>
ii 要介護 2	<u>951単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,080単位</u>
v 要介護 5	<u>1,145単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>993単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,058単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,121単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,188単位</u>
v 要介護 5	<u>1,251単位</u>
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>827単位</u>
ii 要介護 2	<u>892単位</u>

v 要介護 5	<u>1,293単位</u>
(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>889単位</u>
ii 要介護 2	<u>956単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,021単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,086単位</u>
v 要介護 5	<u>1,152単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>996単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,061単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,128単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,193単位</u>
v 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>874単位</u>
ii 要介護 2	<u>938単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,003単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,067単位</u>
v 要介護 5	<u>1,132単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>980単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,045単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,174単位</u>
v 要介護 5	<u>1,237単位</u>
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>815単位</u>
ii 要介護 2	<u>879単位</u>

iii	要介護 3	<u>956単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,021単位</u>
v	要介護 5	<u>1,085単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>934単位</u>
ii	要介護 2	<u>998単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,063単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,127単位</u>
v	要介護 5	<u>1,192単位</u>
(2)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>733単位</u>
b	要介護 2	<u>797単位</u>
c	要介護 3	<u>863単位</u>
d	要介護 4	<u>927単位</u>
e	要介護 5	<u>992単位</u>
(二)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>840単位</u>
b	要介護 2	<u>904単位</u>
c	要介護 3	<u>969単位</u>
d	要介護 4	<u>1,034単位</u>
e	要介護 5	<u>1,097単位</u>
(3)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
i	要介護 1	<u>1,112単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,177単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,242単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,306単位</u>

iii	要介護 3	<u>943単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,008単位</u>
v	要介護 5	<u>1,072単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>921単位</u>
ii	要介護 2	<u>985単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,050単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,114単位</u>
v	要介護 5	<u>1,178単位</u>
(2)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>721単位</u>
b	要介護 2	<u>785単位</u>
c	要介護 3	<u>850単位</u>
d	要介護 4	<u>914単位</u>
e	要介護 5	<u>979単位</u>
(二)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>828単位</u>
b	要介護 2	<u>891単位</u>
c	要介護 3	<u>956単位</u>
d	要介護 4	<u>1,021単位</u>
e	要介護 5	<u>1,084単位</u>
(3)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)</u>	
i	要介護 1	<u>1,099単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,164単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,228単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,292単位</u>

v	要介護 5	1,371単位
b	経過的ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費	
i	要介護 1	1,112単位
ii	要介護 2	1,177単位
iii	要介護 3	1,242単位
iv	要介護 4	1,306単位
v	要介護 5	1,371単位
(二)	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費	
i	要介護 1	1,057単位
ii	要介護 2	1,124単位
iii	要介護 3	1,194単位
iv	要介護 4	1,261単位
v	要介護 5	1,328単位
b	経過的ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費	
i	要介護 1	1,057単位
ii	要介護 2	1,124単位
iii	要介護 3	1,194単位
iv	要介護 4	1,261単位
v	要介護 5	1,328単位
注 1	(略)	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)から(9)まで及び(11)から(14)までは算定しない。	
3・4	(略)	
5	令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関	

v	要介護 5	1,357単位
b	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	1,099単位
ii	要介護 2	1,164単位
iii	要介護 3	1,228単位
iv	要介護 4	1,292単位
v	要介護 5	1,357単位
(二)	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	1,044単位
ii	要介護 2	1,111単位
iii	要介護 3	1,180単位
iv	要介護 4	1,247単位
v	要介護 5	1,314単位
b	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	1,044単位
ii	要介護 2	1,111単位
iii	要介護 3	1,180単位
iv	要介護 4	1,247単位
v	要介護 5	1,314単位
注 1	(略)	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)、(7)から(11)まで及び(13)から(15)までは算定しない。	
3・4	(略)	
	(新設)	

する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

8～11 (略)

(4)・(5) (略)

(削る)

(6) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を

(新設)

(新設)

5～8 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を

行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口維持加算

- (一) 経口維持加算(I) 400単位
- (二) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進める

行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算

- (一) 経口維持加算(I) 400単位
- (二) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進める

ための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)
(削る)

(削る)

(9) 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

ための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(10) 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(11) 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

(10)～(13) (略)

(14) 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

(15) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(削る)

(16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(12)～(15) (略)

(新設)

(16) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位

(三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位

(四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(17) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
(削る)
- (削る)

17 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

- a 要介護1 714単位
- b 要介護2 824単位
- c 要介護3 1,060単位
- d 要介護4 1,161単位
- e 要介護5 1,251単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

- a 要介護1 825単位

- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- 四 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 五 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

18 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

- a 要介護1 698単位
- b 要介護2 807単位
- c 要介護3 1,041単位
- d 要介護4 1,141単位
- e 要介護5 1,230単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

- a 要介護1 808単位